

町田市定期利用保育・幼稚園2歳児定期利用保育利用補助金交付申請書

【この申請にあたって、次の事項に同意し、以下の通り申請します。】

1. 申請者と認定子どもが、町田市内に居住していることや申請者の世帯状況を町田市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していること及び利用料の支払い状況を町田市が対象施設に確認すること。
3. 認定及び課税状況（※）を町田市が保有する情報（公簿等）で確認すること。

1.申請者記入してください。

申請者 ※1	フリガナ		住所	〒	-
	氏名				
児童	フリガナ		連絡先	(申請者・配偶者)	
	氏名				
	生年月日	年 月 日			

日中繋がる連絡先又は、この申請についてわかる方の連絡先を記載してください。
記載した連絡先を使用している方に○をつけてください。

※1申請者は、「認定保護者」と一致させてください。但し、「認定保護者」の配偶者に限り、下記認定子どもの利用料を支払っている場合は、申請者としていただいてもかまいません。

2.補助金の振込先を記入してください。（振込先は、上記申請者名義の口座になります。）

金融機関名	銀行・信用金庫・農協・信用組合				支店名	支店・出張所			
金融機関番号			支店番号		口座番号			預金種目 (チェック欄)	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> その他
口座名義 (カタカナ)									

※ゆうちょ銀行（郵便局）の場合は、振込用の店名（漢数字3桁）・口座番号（7ケタ）が必要になります。

3.添付する領収書の期間と枚数を記入してください。

期間	年 月 ~ 年 月	枚数	枚
----	-----------	----	---

・申請期間は、受付月の1日から下記のとおりです。※1日が閉庁日の場合、直前の開庁日から申請をすることができます。
<当年4～6月分>7月15日まで【必着】、<当年7～9月分>10月15日まで【必着】、
<前年10～12月分>1月15日まで【必着】、<当年1～3月分>4月10日まで【必着】 ⇒ 当該年度の最終申請期限
・請求書の提出忘れ等があった際は、以降の受付月でもご提出できます。但し、当該年度最終申請期限を過ぎた場合は、当該年度の補助金の支給を行うことができなくなります。
郵送で提出の場合、子ども総務課に届いた日が受付日になります。窓口・郵送共に申請締切日以降に提出の場合、翌申請期間の支給日に支給します。但し、4月10日以降に届いた申請書については、支給できません。

事務処理欄

確認	/	入力	/	備考欄	
----	---	----	---	-----	--



住民税課税 認定期間（3号または2号） 住民登録期間 利用施設 添付書類